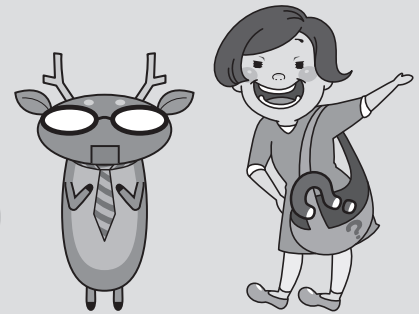


くらしに役立つ生活情報
センターニュース

きらめく

NO. 134 7月号

北海道立
消費生活センター



かしこしか ちえ子さん

北海道消費者教育
PR キャラクター



雨上がりのアスパラ（札幌市）

主な内容

改正特商法が6月施行……………2	昨年度の消費生活相談分析……………4
取引デジタルプラットフォーム法施行…2	〈相談事例〉投資マンション……………5
国家資格の消費生活相談員試験……………2	〈商品テスト〉自動車のインバーター……………6、7
消費者月間の取り組み……………3	学校訪問講座の活用を……………8
啓発パネル貸し出します……………3	今年もカルチャーナイト……………8
センターHP、スマホにも対応へ……………3	

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟

TEL (011)221-0110 FAX (011)221-4210

<http://www.do-syouhi-c.jp/>

詐欺的定期購入の規制強化

改正特商法が施行

通信販売における「詐欺的な定期購入商法」に対する規制を強化する改正特定商取引法が6月1日に施行されました。

改正特商法は、事業者がホームページなどに表示する広告に定期購入契約であることや、その金額、契約期間、解約の可否等の条件などを表示する義務を定めています。

新たに取消権が創設され、消費者を誤認させる表示をした場合、消費者は申し込みを取り消すことができる可能性があります。表示義務に違反したり、不実の告知を行ったりした事業者は行政処分や罰則の対象となります。

また、消費者を誤認させる表示や契約解除を妨害する行為は、適格消費者団体の差止請求の対象になります。

消費者庁が示した表示のガイドラインでは、ネット通販の申込時の最終確認画面で、商品の価格や分量などの基本的事項のほか、申し込みの撤回の方法や申込期限などについても表示するよう規定しています。

消費者庁は、ネット上で注文を確定する前に、1回限りの購入なのかなどをよく確認し、トラブルを防ぐために、最終確認画面のスクリーンショットを保存しておくことなどを消費者に呼びかけています。

改正特商法の施行に伴い、訪問販売などにおいて消費者は書面だけでなく、電磁的記録（電子メールなど）によりクーリング・オフを行うことが可能になりました。

DPF 消費者保護法も施行

「取引デジタルプラットフォーム（DPF）を利用する消費者の利益の保護に関する法律」が5月1日から施行されました。

オンラインモールやネットオークションなどを利用して行われる通信販売で、販売業者

を特定できないためトラブルが起きても解決が困難なケースが多発していることから、消費者保護を目的に制定された新法です。

同法はプラットフォーム提供者の努力義務として、①消費者が販売業者等と円滑に連絡することができるようにする②販売業者等による商品の表示について消費者から苦情の申し出を受けた場合、表示の適正を確保するため必要な措置を講ずる③販売業者等に対し、その所在などを特定できる情報の提供を求め一などを定めています。

また、安全性に関する表示に著しい虚偽・誤認表示がある商品が出品され、販売業者が特定できない場合、内閣総理大臣はプラットフォーム提供者に出品削除などを要請することができます。

このほか、消費者が一定額以上の損害賠償請求等を行う場合、販売業者に関する情報開示を請求できる権利が創設されました。

消費生活相談員の国家資格試験

豊かなくらしを支える消費生活相談員の国家資格試験に、あなたも挑戦しませんか。

試験は2種類あります。一般財団法人日本産業協会が主催する消費生活アドバイザー資格試験は、コンピューターを使う選択式の一次試験（10月8日、15日、16日から選択）は道内各地で、論文、面接の二次試験（11月27日）は札幌での開催です。受験料16,500円（一次試験免除の場合は13,200円）。申し込みは8月31日まで。問い合わせは日本産業協会 ☎03-3256-7731へ。

独立行政法人国民生活センターが主催する消費生活専門相談員資格試験は、マークシートと論文の一次試験（10月15日）と、面接の二次試験（12月10日）があり、道内では一次、二次とも札幌会場のみ。受験手数料は14,300円。申し込みは8月1日まで。問い合わせは国民生活センター ☎03-3443-7855へ。いずれの試験も、合格すると国家資格が併せて付与されます。

若者向けキャンペーン展開

5月の消費者月間は、コロナ禍のため3年連続で集客型イベントを見送り、代わりに5、6月を「若者向け悪質商法被害防止キャンペーン」期間として注意喚起を行いました。

成年年齢の引き下げを踏まえ、今年の消費者月間統一テーマは「考えよう！ 大人になるとできること、気を付けること～18歳から大人に～」でした。

周りに若年者がいる人にも周知できるよう、北海道や北海道警察などと構成する北海道消費者被害防止ネットワーク（事務局・当センター）がポスターやリーフレットを作成しました。「ネット通販を楽しむためにリスク管理も一緒に」「簡単に儲かる・安定して稼げるなどのフレーズには要注意」などと呼びかける内容です。

ポスターは2種類で計2,400枚、リーフレットは2,100枚を作成し、市町村、スーパー、高校などに配布しました。ホームページでは関係機関が作成した動画も紹介しています。

貸し出しパネル 新たに33種

当センターは、消費生活展やイベントに利用できる啓発用パネルを貸し出しています。大きさはB1判。画像データをダウンロードすればA3判などでも印刷可能です＝写真＝。

パネルは「悪質商法」「環境」「食品」などのテーマで約200種類あり、「18歳になる君へ」、「怪しいネットのもうけ話」など新たに33種類を加えました。



貸し出し対象は、道内の消費者団体や市町村など。コロナ禍で控えていたパネル展などの活動が徐々に再開され、利用は6月8日現在で8件、84枚と前年比で倍増しています。問い合わせは教育啓発グループ（☎011-221-0110）へ。

トラブルに巻き込まれないで

第1回くらしのセミナー

本年度1回目の「くらしのセミナー」を5月25日に開催しました。リモート併用で、当センターの会場19名、オンライン25名の計44名が参加しました。



当センターの前田麻子主任消費生活相談員が「よくわかる！くらしのアドバイス～最近の消費生活相談事例より～」と題し、トラブルに巻き込まれない注意事項を解説しました＝写真＝。「パソコンがウイルスに感染？」「偽物のスニーカーが届いた」といった相談事例をもとに詐欺まがいの悪質なトラブルを説明。6月施行の改正特定商取引法で通信販売の規制が強化されたことも分かりやすく紹介しました。講座の様子は、夜間や週末にもアーカイブ配信しました。

HP 全面改修、スマホにも対応

当センターのホームページ（HP）のデザインを6月に全面リニューアルしました。簡潔に見やすくして色調を統一、スマホ画面にも対応できるようにしました。新しくなったHPをぜひご利用ください。

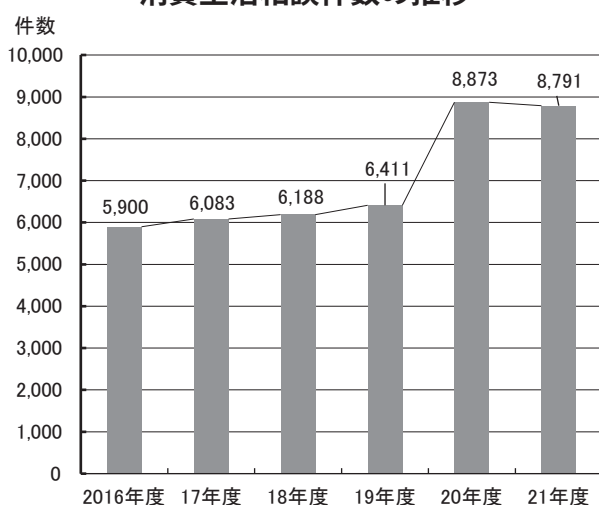
2021年度消費生活相談

件数は依然として高水準

2021年度に道立消費生活センターで受け付けた消費生活相談件数は8,791件でした。前年度比138.4%と大幅に増加した2020年度との比較では99.1%と微減でしたが、過去5年間でみると依然として高水準となっています。（グラフ参照）

相談全体のうち苦情は7,824件と全体の89.0%を占めています。

消費生活相談件数の推移



通信サービス、食料品が上位に

商品・役務（サービス）別に相談の傾向をみると、商品では健康食品などの「食料品」が747件と最も多く、次いで電子タバコなどの「教養娯楽品」が711件、化粧品などの「保健衛生品」が676件の順となっています。

役務では、光回線などの「運輸・通信サービス」が822件と最も多く、次いで出会い系サイトなどの「教養・娯楽サービス」が747件、賃貸アパートなどの「レンタル・リース・貸借」が732件の順となっています。

コロナ禍でネット通販関連増える

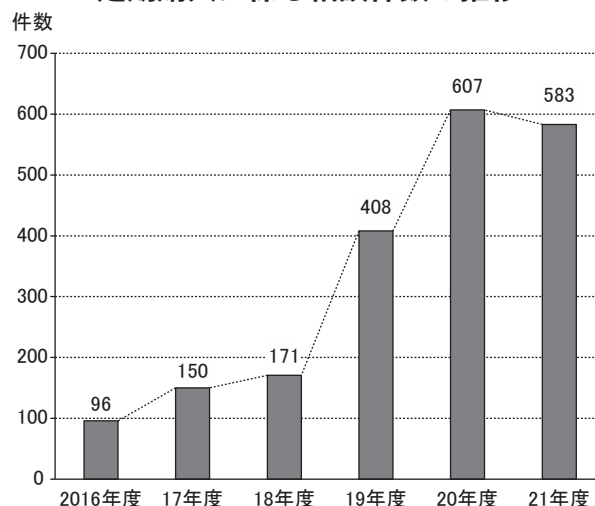
2020年1月に道内で初めて新型コロナウイルス感染者が確認されて以降、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が相次いで発出されたことを受け、在宅時間が増加しています。その影響からか、インターネット通販に関連

した相談が増加傾向にあります。2020年度、2021年度は相談全体の約3割を占めており、5年前の約1.7倍となっています。

目立つ詐欺的な定期購入

インターネット通販で特に目立つのは、化粧品や健康食品、電子タバコなどの詐欺的な定期購入に係る相談です。2021年度は583件となり、前年度比では96.0%と微減でしたが、5年前との比較では約6倍と依然として高水準となっています。（グラフ参照）

定期購入に係る相談件数の推移



情報商材、名義冒用なども増加

そのほか特徴的な相談として、転売ビジネスや暗号資産などで簡単に儲かると言われ、お金儲けのノウハウと称して取引される「情報商材」に関する相談が増加傾向にあります。

光回線の利用者がアナログ回線への移行を勧められる「アナログ戻し」や、通販で第三者に名義を不正利用される「名義冒用」に係る相談も急増しており、注意が必要です。

契約者の年齢構成をみると70歳以上が全体の約2割を占め最も多くなっています。今年4月からは成年年齢が18歳に引き下げられました。高齢者や若年者の消費者被害防止、被害救済のための取り組みがますます重要となっています。

消費生活相談

北海道立消費生活センター相談専用電話

☎ 050-7505-0999

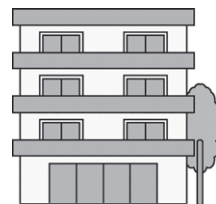
消費者ホットライン ☎ ^{いや}188 ^{いや}（「嫌や」泣き寝入り）
 ※お住まいの市町村など最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。

老後資金対策でマンション投資…

20代で高額な投資は必要？

Q 2週間前に「退職後の老後資金対策にマンション投資をしないか」と電話があり、断りきれず話を聞くことにした。翌日、オンライン会議システムを使ってマンション室内の映像を見せられながら「購入すれば節税効果もある。契約から3年間は入居者がいなくても家賃収入がある。赤字にならず入居者は99%確保できる。35年ローンを組めばよい」としつこく勧められ、ローンを組むことにした。5日前に、

事業者が遠方から勤務先に来て、マンションの売買契約書と約2,500万円のローン契約書に署名した。書面は事業者が持ち帰り、控えはもらっていない。4日前、高額で支払いが不安なのでクーリング・オフを申し出たが、「現地で契約したのでできない」と、断られた。どうしたらよいのか。（20代 男性）（消費者庁イラスト集より）



A 宅地建物取引業者とマンションの購入契約を締結した場合は宅地建物取引業法（宅建業法）が適用され、事業者には、重要事項説明書を交付して説明する義務や契約書の交付義務があります。また、勧誘等の際に、確実に利益が生じる等の断定的判断を提供してはならないとの定めもあります。

同法では、売主が宅地建物取引業者で、売主の事務所等以外の場所で売買契約等を行った場合、消費者はクーリング・オフについて記載された書面を渡されて告知を受けてから8日間はクーリング・オフができるとされています。

相談者には、電話での勧誘をきっかけに事業者が相談者の勤務先を訪れてマンションの売買契約を締結しているため、クーリング・オフは可能であることを説明し、クーリング・オフ通知を送るよう助言しました。その後、センターから事業者に連絡し、書面が交付されていないことと勧誘方法に問題があることを指摘したところ「クーリング・オフについて記載された書面は必ず渡すように営業担当

者に指導している。渡していなければ問題であり、クーリング・オフを受ける」と回答があり、相談を終了しました。

返済困難になるなどのリスクも…

全国の消費生活センターには、マンションを購入すると家賃収入や売却益を得られる等の投資マンションに関する相談が寄せられています。特に20歳代からの相談が増加しており「しつこく勧誘されて怖くて契約をしてしまった」「家賃保証があると勧誘されたが修繕費や固定資産税が発生し赤字になる」といった相談も寄せられています。また、収入に合わない高額なローンを組み、返済困難になるケースもあります。マンションへの投資にはリスクがあり、必ず儲かるわけではありませんので、十分注意が必要です。

宅地建物取引業者から悪質な勧誘を受けた場合は、事業者に免許を与えている都道府県等に情報提供をしましょう。脅されたような場合には、すぐに警察に通報しましょう。

トラブルに遭ったら、早急に最寄りの消費生活相談窓口にご相談を。

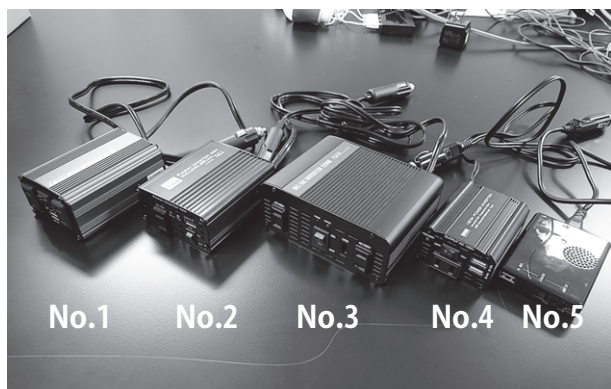
自動車用インバーター 車で100V

**商品
テスト**

車に乗っている際にスマートフォンを充電でき、災害や停電時にも役立つことから、車のアクセサリースOCKET（シガーソケット）から給電でき、100V コンセントや USB ポートが使える自動車用インバーターの需要が伸びています。しかし「100V で使用できなかった」「発熱して本体が変形した」などの苦情も見られます。そこで自動車用インバーターをテストしました。

テスト品目

・ 定格出力120W（入力電圧12V、出力電圧AC100V）の自動車用インバーター 5 銘柄



テスト方法

○**周波数特性** 100V 電源の出力波形をオシロスコープで調べました。

○**消費電力等** 100V/120W の電球を点灯できるか調べました。さらに消費電力45W のノートパソコンを使用できるか調べました。また USB ポートからスマートフォンを充電できるかも調べました。

○**100V 電源、USB ポート同時使用** 各ポートの同時使用が可能か、100V/120W 電球と USB LED ライトを用いて調べました。

○**外郭温度** 室温約20℃の温度下で100V/120W 電球と USB LED ライトを 6 時間同時点灯し

た場合の本体温度を測定しました。

○**周囲温度の影響** -30℃、-20℃と55℃の温度下で 6 時間放置し100V/120W 電球及び USB LED ライトが点灯するかを調べました。

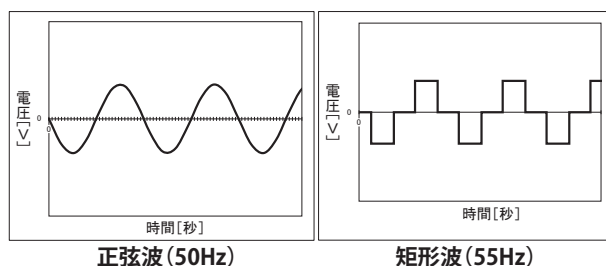
○**ノイズ** 20cm 離れた位置に設置したラジオにノイズが入るかを調べました。

使用に問題なし

テスト結果

<周波数特性>

家庭用100V ではきれいな正弦波になるのに対し、すべての銘柄が調整矩形波（疑似正弦波ともいわれ、矩形波を正弦波に近づけた波形）でした。調整矩形波の場合、モーターやインバーター式の蛍光灯、マイコン制御の電気毛布等は使用できないとされています。



<消費電力等>

100V/120W の電球はすべての銘柄で問題なく点灯しました。またノートパソコンの使用も可能でした。USB ポートからスマートフォンを充電することも可能でした。

<100V 電源・USB ポート同時使用>

100V/120W 電球と USB LED ライトの同時点灯は可能でした。

<外郭温度>

100V/120W 電球と USB LED ライトを同時点灯した場合、33.2（No.1）～50.6℃（No.5）でした。

<周囲温度の影響>

100V/120W 電球は -30℃では No.3のみ点灯

テスト品一覧

No.	品名	型式	メーカー等	入力 電圧	出力 電圧	定格 出力	最大 出力	最大 瞬間 出力	周波数
				[V]	[V]	[W]	[W]	[W]	[Hz]
1	USB & コンセント クルマ DE コンセント	SIV-150	メルテック 大自工業(株)	DC12	AC100	120	—	150	55
2	パワーインバーターネオ クルマで電源	PI-150/12V	セルスター工業(株)	DC12	AC100	120	150	300	55
3	3 way インバーター 120W	No.1756	BAL 大橋産業(株)	DC12	AC100	120	150	300	55
4	カーインバーター (120W)	CAR-CHR80AC	サンワサプライ(株)	DC12	AC100	120	150	—	55
5	車載用 AC インバーター120W	OSE-DA120U05	OHM (株)オーム電機	DC12	AC100	120	150	—	55

せず、-20℃、55℃ではすべての銘柄で問題なく点灯しました。

USB LED ライトは、すべての銘柄で問題なく点灯しました。

<ノイズ>

すべての銘柄で AM 放送では周波数によらずノイズが入りました。FM 放送ではノイズは入りませんでした。

No.	口数			USB 最大出力	電源スイッチ	購入価格 (税込み)
	100V(AC) コンセント	USB	アクセサリ ソケット	[V]/[A]	有無	[円]
1	2	1	—	DC5/2.4	有	3,110
2	1	1	—	DC5/2.4	有	4,780
3	2	1	1 (DC12V)	DC5/2.1	有	3,400
4	1	2	—	DC5/4.8 (1ポート2.4)	有	6,020
5	1	1	—	DC5/0.5	無	4,370

周囲の温度に注意を

消費者へのアドバイス

100V/120W 定格に対して、すべての銘柄で100V/120W 電球を点灯することはできました。ただし、アクセサリソケット(シガーソケット)から電源をとることが可能な簡易的な自動車用インバーターは調整矩形波(疑似正弦波)のものが多く、定格出力が仕様範囲内でも最大消費電力が大きい機器やモーターを使用する機器など使用できない機器もあります。

またラジオ等を近くで使用する場合、ノイズが入ることがあります。適切な使用方法を取扱説明書で確認しましょう。

100V 電源と USB ポートの同時使用は可能でしたが、全体の消費電力を考慮して使用するようにしましょう。

夏場の車内は高温になり、冬場の車内は低温になります。周囲温度に注意して使用しましょう。

使用中は本体温度が上昇します。熱に弱いものを近くに置かず、放熱できるスペースを確保するなど使用方法を工夫しましょう。

学校訪問講座と教員セミナー

北海道は、教育現場での消費者教育を支援するため、学校訪問講座と教員サポートセミナーを開催します。

学校訪問講座は、小・中学生向けと高校・大学生向けがあり、自立した消費者の育成をめざします。悪質商法や契約トラブルだけでなく、スマホやインターネット関連のトラブル、金融教育、SDGsなど幅広いテーマを設け、簡易実験もあります。

教員サポートセミナーは、各種教員の研究会などで消費者教育の最新情報や消費生活トラブルの現状と対策などを伝えます。

北海道消費者協会が受託し、来年2月まで実施します。問い合わせは同協会教育啓発グループ（☎011-221-4217）へ。

くらしのセミナー3、4回目

くらしのセミナーの3、4回目を紹介します。各回13時～15時、定員は会場40名、オンライン100名。講座の様子は、夜間や週末にもアーカイブ配信します。受講無料。会場は当センター。問い合わせは、教育啓発グループ（☎011-221-0110）へ。

○第3回 7月6日「知っていますか？製品の安全な使い方～製品事故の傾向や事例～」。
独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）
北海道支所所長 佐藤秀幸氏

○第4回 9月7日「くらしの中にある公正な競争と表示～安心して買い物をするために～」。
公正取引委員会北海道事務所取引課

7月22日にカルチャーナイト

札幌市内の施設を夜間開放する「カルチャーナイト2022」に今年も参加します。開催は7月22日（金）。コロナ禍のため、今年も動画配信によるオンライン開催とします。

「行ってみよう！ 道立消費生活センター」（仮題）と銘打ち、幅広い世代に興味をもってもらうため、クイズ形式で当センターの施設や事業内容を紹介します。動画は約10分間。カルチャーナイト公式チャンネル（YouTube）で同日から8月5日まで配信します。

センター見学が変わります

当センターはコロナ禍のため利用制限してきましたが、国の対応方針の変更に伴い、7月から見学などの対応が変わります。

来館者には、人との距離が2mを確保できない場合や会話中はマスクを着用するか、会話をしないようお願いします。

1階の展示ホールは開放しますが、展示物に手を触れないようお願いします。見学は1グループ10人までとし、超える場合は事前にご相談ください。2階のくらしの教室は、定員を60人に戻します。問い合わせは教育啓発グループ（☎011-221-0110）へ。

北海道立消費生活センター

札幌市中央区北3西7 北海道庁別館西棟

TEL 011-221-0110

FAX 011-221-4210

相談専用電話 050-7505-0999

（相談受付時間：平日／午前9時～午後4時30分）

当センターは一般社団法人北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。

ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や製品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご活用ください。
<http://www.do-syouhi-c.jp/>



北海道立消費生活センター

検索

